
*
* 令和 8 年度 第 6 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和8年度 第6回高梁市農業委員会総会議事録

1. 令和8年9月10日 午後 1時30分 招集

2. 令和8年9月10日 午後 1時30分 開会

3. 令和8年9月10日 午後 3時00分 閉会

4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室

5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	藤 本 久 也	出	1	森 宗 正 雄	出
2	川 上 壽	〃	1 2	渡 邊 佳 明	〃	2	惣 田 敏 郎	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	綱 島 謙 一	〃	3	平 松 昭 博	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	三 村 洋 平	〃	4	河 原 里 美	〃
5	西 村 匡 弘	欠	1 5	小 野 貫 治	〃	5	平 松 弘	〃
6	赤 迫 靖 浩	出	1 6	三 村 憲 市	遅参	6	大 塚満須恵	〃
7	中 曾 浩 徳	〃	1 7	藤 井 宏 通	出	7	野 村 幸 市	〃
8	佐 藤 俊 二	欠	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	小 野 昌 道	出	1 9	瀬戸川伸 行	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 金 本 祥 也				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件	許 可
		第28号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件	許 可
		第29号	農用地利用集積等促進計画の決定について	2件	決 定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			6 番	赤 迫 靖 浩	
			7 番	中 曾 浩 徳	
9		議 事 の 内 容			
		令和8年度 第6回高梁市農業委員会総会議事録			
		令和8年9月10日（木） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 16 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 8 年度第 6 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。6 番赤迫委員と 7 番中曾委員を指名いたします。 議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局から説明させます。
中藤局長	議案第 28 号第 13 番について、転用地の 10 アール当り価格の項目が「無償」となっておりますが、本件は賃借権を設定するものであり、その価格が 5 万円ですので、「無償」を「5 万円」へと訂正をお願いいたします。
議 長	それでは、議事に入ります。「議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。36 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 27 号 36 番朗読説明 － 36 番は、譲受人が譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 1 筆 488 ㎡です。譲受人の通作距離は 0 m 以内、耕作面積は 1,601 ㎡、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、申請農地は譲受人の隣にあり、長年譲受人が耕作しており、この度両者の話し合いで無償での所有権移転となったものです。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については 9 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については 4 ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	事務局からの説明にもあったように、10 年ほど前から譲受人が耕作をしており、現在も耕作中です。問題ありません。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。36 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤局長	挙手全員ですので、36 番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので 37 番及び 40 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 27 号 37 番、40 番朗読説明 － 37 番は、譲受人が譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 1 筆 6,157 ㎡です。譲受人の通作距離は 500 m 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書を提出していただいております。家族 4 人中耕作人 4 人、対価は 10 アール当り 4 万円です。 40 番は、同様の譲受人が別の譲渡人から同様の理由により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑 1 筆 931 ㎡です。譲受人の通作距離は 0 m 以内、耕作面積、家族・耕作人は同様で、対価は 10 アール当り 52 万円です。 これらの案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については備考欄に記載しております取得する空き家の住所から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さ

議 長 野村委員	らに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
議 長	なお、この案件については8月27日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページ及び8ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	37番については耕作中のぶどう棚を譲り受け、そのままぶどう栽培を継続するとのこと。40番については空き家の前畑であり、いずれにおいても適切な管理が十分見込まれる案件です。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
中藤局長	(「なし」と呼ぶ者あり。) なしとの声がありました。37番、40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員ですので、37番、40番については許可とすることに決定しました。 (三村(憲)委員、到着) 次に、38番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第27号38番朗読説明 － 38番は、譲受人が譲渡人から空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田1筆419㎡、畑1筆1,677㎡の計2筆で2,096㎡です。譲受人の通作距離は130m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書を提出していただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り4万円です。 この案件につきましては、説明のとおり空き家バンク利用によるものであり、通作距離については備考欄に記載しております取得する空き家の住所から算出しております。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については9月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村(洋)委員	現地は休耕中ではありますがすぐに耕作を始められる状態で問題はありません。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。38番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、38番については許可とすることに決定しました。
	次に、39番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第27号39番朗読説明 －

議 長 三村（憲）委員 議 長 議 長 議 長 中藤局長	39番は、譲受人が譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田3筆4,859㎡、畑1筆1,193㎡の、計4筆で6,052㎡です。譲受人の通作距離は200m以内、耕作面積は5,903㎡、家族5人中耕作人は5人、対価は10アール当り8万2千円です。 これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件については9月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については7ページに添付しておりますのでご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 今期は作付けしていませんが、それまでは耕作をしていた農地です。水利のため池も修復され、問題なく耕作できる農地です。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。39番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、39番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。12番について事務局から説明をお願いします。
議 長 小野（貫）委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第28号12番朗読説明 － 12番は、転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、住宅に転用するものです。申請農地は田1筆222㎡です。この農地の農地区分は第3種農地であり、転用地の価格は無償です。施設の概要は住宅1棟 66.86㎡であり、資金については借入金3,750万円です。この案件について、転用地の価格が無償となっておりますのは、譲受人の親と譲渡人が友人であり、両者の話し合いにより無償で譲り渡すことになったものです。 なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては9月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は9ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は周辺に農地もなく、事務局からの説明にもあったとおり3種農地ですので特段問題ははありません。 現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。12番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、12番については許可とすることに決定しました。

中藤局長	次に 13 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 28 号 13 番朗読説明 － 13 番については、転用者が賃貸人から申請農地に賃貸借権を設定し、農地改良地の表土の仮置き場に一時転用するものです。申請農地は田 3 筆 5, 078㎡の内 2, 500㎡です。この農地の農地区分は、農業振興地域農用地であり転用地の賃借料は 10 アール当り 5 万円です。施設の概要は表土の仮置き場 2,500㎡であり、資金については今申請時はありません。備考欄に記載しておりますが、一時転用期間は令和 8 年 9 月 10 日から令和 11 年 9 月 9 日までです。 この案件につきましては、令和元年 2 月 8 日から令和 2 年 8 月 31 日までの一時転用で、今回と同様の内容で一時転用許可しておりましたが、一時転用期間が終了するまでに次の一時転用申請を怠っており、ここで転用申請を怠っていたことに転用者が気づき、延長の申請に至ったものです。なお、申請を怠っていたことに対する反省を促すために、始末書を提出していただいております。なお、資金については、前回で造成費 200 万円を自己資金で負担しております。 なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても該当がありません。 以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては 9 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13 ページから 14 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 藤本委員	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周辺農地は休耕中であり、下流への影響もありませんので問題はないとみております。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。13 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、13 番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、14 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 28 号 14 番朗読説明 － 14 番については、転用者が譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電設備及び露天資材置場並びに露天駐車場に転用するものです。申請農地は畑 1 筆 1, 921㎡です。この農地の農地区分は第 2 種農地であり、転用地の価格は 10 アール当り 13 万円です。施設の概要は太陽光パネル 138 枚、発電量 49.50Kw、露天資材置場 453㎡、露天駐車場 3 区画であり、資金については自己資金 795 万円です。 なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。 以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。 なお、この案件につきましては 9 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は 15 ページから 16 ページに添付して

議 長	おりますので、ご覧ください。
佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現地及びその周辺農地も林野化が進行しており、転用による特段の影響はないとみております。
議 長	現地の状況はただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
金本書記	挙手全員ですので、１４番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第２９号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から２番について説明をお願いします。
	それでは、３ページをご覧ください。議案第２９号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。
	公告日は令和８年１０月９日、利用権の設定を受ける者は２名、利用権の設定をする者は２名、利用権の設定をする件数は２件、利用権設定面積は４、１７５㎡となっております。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書に基づいて、議案第２９号１番から２番の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、２件について何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２件について採決を採ります。２件について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
金本書記	挙手全員ですので、２件については決定しました。
議 長	続きまして、「報告事項 農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。
	－ 議案書に基づいて、通知の内容を朗読説明 －
議 長	説明が終わりましたが、発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
	なしとの声がありました。
	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは以上をもちまして、令和８年度第６回高梁市農業委員会総会を閉会します。
	令和８年９月１０日
	会 長 土 岐 康 夫
	６ 番 赤 迫 靖 浩
	７ 番 中 曾 浩 徳

